

別表十七（三の九）の記載の仕方

この明細書は、内国法人が措置法第66条の9の2第11項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、同条第2項第2号に規定する特殊関係内国法人、同条第1項に規定

する特殊関係株主等及び同項に規定する外国関係法人について、同項に規定する株式等の保有を通じたこれらの者の関係を系統的に図示した書類を別紙に記載して添付します。